

15. 資料

●所得制限基準一覧表

◎ 本人の所得限度額

単位：円（年間）

扶養親族等の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人
特別障害者手当（国）		3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	5,181,000
障害児福祉手当（国）						
心身障害者福祉手当（区）		3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	5,181,000
重度心身障害者手当（都）						
児童育成手当（障害手当）		3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	5,181,000
児童育成手当（育成手当）						
特別児童扶養手当（国）		4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	6,116,000
児童扶養手当（※）	I	690,000	1,070,000	1,450,000	1,830,000	2,210,000
	II	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	3,600,000
障害基礎年金 （20歳前障害）（※）	全額 停止	4,721,000	5,101,000	5,481,000	5,861,000	6,241,000
	一部 停止	3,704,000	4,084,000	4,464,000	4,844,000	5,224,000
特別障害給付金						
心身障害者医療費助成制度		3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	5,181,000

※所得計算は、区市町村民税の所得金額、控除金額をもとに行います。ただし、計算対象となる所得や控除は区市町村民税と異なります。

※児童扶養手当は、母または父が受給者であるときで、前年中に児童の父または母から養育費を受け取っている場合、そのうちの8割の額が本人の所得に加算されます。Iは全部支給、IIは一部支給の所得制限額です。

※障害基礎年金（20歳前障害）及び特別障害給付金は、老人扶養・特定扶養親族等がいるときは、別の基準となります。

※この所得限度額は、令和7年8月1日現在の状況になります。限度額の改正等が行われる場合がありますので、最新の限度額についてはお問い合わせください。

※心身障害者医療費助成制度については、令和7年9月1日からの状況になります。

◎ 配偶者または扶養義務者の所得限度額

単位：円（年間）

扶養親族等の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人
特別障害者手当（国）		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
障害児福祉手当（国）						
心身障害者福祉手当（区）		3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	5,181,000
重度心身障害者手当（都）						
特別児童扶養手当（国）		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
児童扶養手当		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000
心身障害者医療費助成制度		3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	5,181,000

※この所得限度額は、令和7年8月1日現在の状況になります。限度額の改正等が行われる場合がありますので、最新の限度額についてはお問い合わせください。

※心身障害者医療費助成制度については、令和7年9月1日からの状況になります。

●難病医療費助成対象疾病一覧

(1) 国が指定する助成対象疾病 (五十音順)

※印：令和7年4月1日から追加された疾病です。

番号	病名	番号	病名
あ 135	アイカルディ症候群	か 336	家族性低 β リポタンパク血症1(ホモ接合体)
119	アイザックス症候群	161	家族性良性慢性天疱瘡
66	IgA 腎症	307	カナバン病
300	IgG4関連疾患	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ アクネ症候群
24	亜急性硬化性全脳炎	187	歌舞伎症候群
46	悪性関節リウマチ	258	ガラクトース-1-リン酸 ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
83	アジソン病	316	カルニチン回路異常症
303	アッシャー症候群	257	肝型糖原病
116	アトピー性脊髄炎	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
182	アペール症候群	150	環状20番染色体症候群
297	アラジール症候群	209	完全大血管転位症
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	164	眼皮膚白皮症
218	アルポート症候群	236	偽性副甲状腺機能低下症
131	アレキサンダー病	219	ギャロウェイ・モフト症候群
201	アンジェルマン症候群	1	球脊髄性筋萎縮症
184	アントレー・ビクスラー症候群	220	急速進行性糸球体腎炎
い 247	イソ草酸血症	271	強直性脊椎炎
222	一次性ネフローゼ症候群	41	巨細胞性動脈炎
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
197	1p36欠失症候群	280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
325	遺伝性自己炎症疾患	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
120	遺伝性ジストニア	278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
115	遺伝性周期性四肢麻痺	2	筋萎縮性側索硬化症
298	遺伝性腭炎	256	筋型糖原病
286	遺伝性鉄芽球性貧血	113	筋ジストロフィー
う 175	ウィーバー症候群	く 75	クッシング病
179	ウィリアムズ症候群	106	クリオピリン関連周期熱症候群
171	ウィルソン病	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
145	ウエスト症候群	181	クルーゾン症候群
191	ウェルナー症候群	248	グルコーストランスポーター1欠損症
233	ウォルフラム症候群	249	グルタル酸血症1型
29	ウルリッヒ病	250	グルタル酸血症2型
え 26	HTLV-1関連脊髄症	16	クロウ・深瀬症候群
180	ATR-X症候群	96	クローン病
168	エーラス・ダンロス症候群	289	クロンカイト・カナダ症候群
287	エプスタイン症候群	け 129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
217	エプスタイン病	158	結節性硬化症
204	エマヌエル症候群	42	結節性多発動脈炎
339	MECP2重複症候群	64	血栓性血小板減少性紫斑病
342	LMNB1 関連大脳白質脳症 ※	137	限局性皮質異形成
30	遠位型ミオパチー	346	原発性肝外門脈閉塞症 ※
お 68	黄色靱帯骨化症	262	原発性高カイトミクロン血症
301	黄斑ジストロフィー	94	原発性硬化性胆管炎
146	大田原症候群	48	原発性抗リン脂質抗体症候群
170	オクシピタル・ホーン症候群	4	原発性側索硬化症
227	オスラー病	93	原発性胆汁性胆管炎
か 232	カーニー複合	65	原発性免疫不全症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	43	顕微鏡的多発血管炎
97	潰瘍性大腸炎	こ 267	高IgD症候群
72	下垂体性ADH分泌異常症	98	好酸球性消化管疾患
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	306	好酸球性副鼻腔炎
73	下垂体性TSH分泌亢進症	221	抗糸球体基底膜腎炎
74	下垂体性PRL分泌亢進症	69	後縦靱帯骨化症
78	下垂体前葉機能低下症	80	甲状腺ホルモン不応症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		
266	家族性地中海熱		

※印：令和7年4月1日から追加された疾病です。

	番号	病名		番号	病名
こ	59	拘束型心筋症	せ	205	脆弱X症候群関連疾患
	241	高チロシン血症1型		54	成人発症スチル病
	242	高チロシン血症2型		117	脊髄空洞症
	243	高チロシン血症3型		18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
	283	後天性赤芽球癆		118	脊髄髄膜瘤
	70	広範脊柱管狭窄症		3	脊髄性筋萎縮症
	332	膠様滴状角膜ジストロフィー		319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
	344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※		328	前眼部形成異常
	192	コケイン症候群		28	全身性アミロイドーシス
	104	コステロ症候群		49	全身性エリテマトーデス
	274	骨形成不全症		51	全身性強皮症
	199	5p欠失症候群		310	先天異常症候群
	185	コフィン・シリス症候群		294	先天性横隔膜ヘルニア
	176	コフィン・ローリー症候群		132	先天性核上性球麻痺
	52	混合性結合組織病		330	先天性気管狭窄症 ／先天性声門下狭窄症
	190	鰓耳腎症候群		160	先天性魚鱗癬
	60	再生不良性貧血		12	先天性筋無力症候群
	55	再発性多発軟骨炎		320	先天性グリコシルホスファチジル イノシトール(GPI)欠損症
	211	左心低形成症候群		311	先天性三尖弁狭窄症
さ	84	サルコイドーシス		225	先天性腎性尿崩症
	212	三尖弁閉鎖症		282	先天性赤血球形成異常性貧血
	317	三頭酵素欠損症		312	先天性僧帽弁狭窄症
	103	CFC症候群		139	先天性大脳白質形成不全症
	53	シェーグレン症候群		313	先天性肺静脈狭窄症
	159	色素性乾皮症		82	先天性副腎低形成症
	32	自己食空胞性ミオパチー		81	先天性副腎皮質酵素欠損症
	95	自己免疫性肝炎		111	先天性ミオパチー
	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症		130	先天性無痛無汗症
	61	自己免疫性溶血性貧血		253	先天性葉酸吸収不全
し	260	シトステロール血症	そ	127	前頭側頭葉変性症
	318	シトリン欠損症		340	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む。)
	224	紫斑病性腎炎		147	早期ミオクロニー脳症
	265	脂肪萎縮症		207	総動脈幹遺残症
	107	全身型若年性特発性関節炎		293	総排泄腔遺残
	304	若年発症型両側性感音難聴		292	総排泄腔外反症
	10	シャルコー・マリー・トウース病		194	ソス症候群
	11	重症筋無力症		200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
	208	修正大血管転位症		284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
	347	出血性線溶異常症 ※		7	大脳皮質基底核変性症
	177	ジュベール症候群関連疾患		326	大理石骨病
	33	シュワルツ・ヤンベル症候群		40	高安動脈炎
	138	神経細胞移動異常症		17	多系統萎縮症
	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う 遺伝性びまん性白質脳症		275	タナトフォリック骨異形成症
	34	神経線維腫症		44	多発血管炎性肉芽腫症
	9	神経有棘赤血球症		13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
	5	進行性核上性麻痺		67	多発性嚢胞腎
	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症		188	多脾症候群
	272	進行性骨化性線維異形成症		261	タンジール病
	25	進行性多巣性白質脳症		210	単心室症
	308	進行性白質脳症		166	弾性線維性仮性黄色腫
す	309	進行性ミオクロームスてんかん	ち	296	胆道閉鎖症
	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症		305	遅発性内リンパ水腫
	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症		105	チャージ症候群
	154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性 てんかん性脳症及びびまん性脳症		134	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
	157	スタージ・ウェバー症候群		39	中毒性表皮壊死症
せ	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群		101	腸管神経節細胞僅少症
	202	スミス・マギニス症候群		341	TRPV4異常症
	206	脆弱X症候群			

※印：令和7年4月1日から追加された疾病です。

番号	病名	番号	病名
て 108	TNF受容体関連周期性症候群	ふ 235	副甲状腺機能低下症
172	低ホスファターゼ症	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
35	天疱瘡	20	副腎白質ジストロフィー
と 57	特発性拡張型心筋症	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
85	特発性間質性肺炎	110	ブラウ症候群
27	特発性基底核石灰化症	193	プラダー・ウィリ症候群
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	23	プリオン病
163	特発性後天性全身性無汗症	245	プロピオン酸血症
71	特発性大腿骨頭壊死症	228	閉塞性細気管支炎
331	特発性多中心性キャッスルマン病	322	β ーケトチオラーゼ欠損症
92	特発性門脈圧亢進症	56	ベーチェット病
140	ドラベ症候群	31	ベスレムミオパチー
な 268	中條・西村症候群	126	ペリー病
174	那須・ハコラ病	234	ペルオキシソーム病 （副腎白質ジストロフィーを除く。）
276	軟骨無形成症	136	片側巨脳症
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
に 203	22q11.2欠失症候群	ほ 323	芳香族Lーアミノ酸脱炭酸酵素欠損症
345	乳児発症 STING 関連血管炎 ※	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
295	乳幼児肝巨大血管腫	337	ホモシスチン尿症
251	尿素サイクル異常症	254	ポルフィリン症
ぬ 195	ヌーナン症候群	ま 112	マリネスコ・シェーグレン症候群
ね 315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群） ／LMX1B関連腎症	167	マルファン症候群 ／ロイス・ディーツ症候群
335	ネフロン癆	14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー
の 334	脳クレアチン欠乏症候群	88	慢性血栓性肺高血圧症
263	脳腱黄色腫症	270	慢性再発性多発性骨髄炎
121	脳内鉄沈着神経変性症	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
122	脳表ヘモジデリン沈着症	み 142	ミオクロニー欠神てんかん
37	膿疱性乾癬（汎発型）	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
299	嚢胞性線維症	21	ミトコンドリア病
は 6	パーキンソン病	む 329	無虹彩症
47	バージャー病	189	無脾症候群
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	264	無 β リボタンパク血症
86	肺動脈性肺高血圧症	め 244	メーブルシロップ尿症
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	324	メチルグルタコン酸尿症
230	肺胞低換気症候群	246	メチルマロン酸血症
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	133	メビウス症候群
91	バッド・キアリ症候群	63	免疫性血小板減少症
123	HTRA1関連脳小血管病	169	メンケス病
8	ハンチントン病	も 90	網膜色素変性症
ひ 152	PCDH19関連症候群	22	もやもや病
343	PURA関連神経発達異常症 ※	178	モワット・ウィルソン症候群
321	非ケトーシス型高グリシン血症	や 196	ヤング・シン普森症候群
165	肥厚性皮膚骨膜症	ゆ 148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	よ 198	4p欠失症候群
124	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う 常染色体優性脳動脈症	ら 19	ライソゾーム病
58	肥大型心筋症	151	ラスムッセン脳炎
239	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	155	ランドウ・クレフナー症候群
238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	り 252	リジン尿性蛋白不耐症
314	左肺動脈右肺動脈起始症	216	両大血管右室起始症
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	277	リンパ管腫症／ゴーハム病
109	非典型溶血性尿毒症候群	89	リンパ脈管筋腫症
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	る 162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	102	ルビンシュタイン・ティビ症候群
36	表皮水疱症	れ 302	レーベル遺伝性視神経症
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	259	レシデンコレステロール アシルトランスフェラーゼ欠損症
ふ 173	VATER症候群	156	レット症候群
183	ファイファー症候群	144	レノックス・ガストー症候群
215	ファロー四徴症	ろ 348	ロウ症候群 ※
285	ファンconi貧血	186	ロスマンド・トムソン症候群
15	封入体筋炎	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
240	フェニルケトン尿症		

(2) 都が単独で指定している医療費等助成対象疾病

番号	病名	番号	病名
都 80	原発性骨髄線維症	都 88	古典的特発性好酸球増多症候群
都 77	悪性高血圧	都 91	びまん性汎細気管支炎
都 83	母斑症（指定難病を除く。）	都 95	遺伝性QT延長症候群
都 866	肝内結石症	都 97	網膜脈絡膜萎縮症

(3) 国の特定疾患治療研究事業対象疾病

番号	病名
/	スモン
/	プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）

(4) 特殊医療費疾病

番号	病名
/	人工透析を必要とする腎不全
/	先天性血液凝固因子欠乏症等

●障害者総合支援法対象疾病一覧

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	下垂体前葉機能低下症
2	アイザックス症候群	52	家族性地中海熱
3	I g A腎症	53	家族性低βリボタンパク血症1(ホモ接合体)
4	I g G 4 関連疾患	54	家族性良性慢性天疱瘡
5	亜急性硬化性全脳炎	55	カナバン病
6	アジソン病	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
7	アッシャー症候群	57	歌舞伎症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
9	アペール症候群	59	カルニチン回路異常症
10	アミロイドーシス	60	加齢黄斑変性 ○
11	アラジール症候群	61	肝型糖原病
12	アルポート症候群	62	間質性膀胱炎（ハンナ型）
13	アレキサンダー病	63	環状20番染色体症候群
14	アンジェルマン症候群	64	関節リウマチ
15	アントレー・ビクスラー症候群	65	完全大血管転位症
16	イソ吉草酸血症	66	眼皮膚白皮症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	偽性副甲状腺機能低下症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	ギャロウェイ・モフト症候群
19	1 p 36欠失症候群	69	急性壊死性脳症 ○
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性網膜壊死 ○
21	遺伝性ジストニア	71	球脊髄性筋萎縮症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	急速進行性糸球体腎炎
23	遺伝性疥癬	73	強直性脊椎炎
24	遺伝性鉄芽球形貧血	74	巨細胞性動脈炎
25	ウィーバー症候群	75	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
27	ウィルソン病	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
28	ウエスト症候群	78	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
29	ウェルナー症候群	79	筋萎縮性側索硬化症
30	ウォルフラム症候群	80	筋型糖原病
31	ウルリッヒ病	81	筋ジストロフィー
32	HTRA1関連脳小血管病 △	82	クッシング病
33	HTLV-1 関連脊髄症	83	クリオピリン関連周期熱症候群
34	A T R - X 症候群	84	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
35	A D H 分泌異常症	85	クルーゾン症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	グルコーストランスポーター 1 欠損症
37	エプスタイン症候群	87	グルタル酸血症1型
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症2型
39	エマヌエル症候群	89	クロウ・深瀬症候群
40	MECP2重複症候群 ※	90	クローン病
41	遠位型ミオパチー	91	クロンカイト・カナダ症候群
42	円錐角膜 ○	92	痙攣重積型（二相性）急性脳症
43	黄色靱帯骨化症	93	結節性硬化症
44	黄斑ジストロフィー	94	結節性多発動脈炎
45	大田原症候群	95	血栓性血小板減少性紫斑病
46	オクシピタル・ホーン症候群	96	限局性皮質異形成
47	オスラー病	97	原発性局所多汗症 ○
48	カーニー複合	98	原発性硬化性胆管炎
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	99	原発性高脂血症
50	潰瘍性大腸炎	100	原発性側索硬化症

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性胆汁性胆管炎	151	若年性肺気腫
102	原発性免疫不全症候群	152	シャルコー・マリー・トゥース病
103	顕微鏡的大腸炎 ○	153	重症筋無力症
104	顕微鏡的多発血管炎	154	修正大血管転位症
105	高IgD症候群	155	ジュベール症候群関連疾患
106	好酸球性消化管疾患	156	シュワルツ・ヤンベル症候群
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
108	好酸球性副鼻腔炎	158	神経細胞移動異常症
109	抗糸球体基底膜腎炎	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
110	後縦帯骨化症	160	神経線維腫症
111	甲状腺ホルモン不応症	161	神経有棘赤血球症
112	拘束型心筋症	162	進行性核上性麻痺
113	高チロシン血症1型	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
114	高チロシン血症2型	164	進行性骨化性線維異形成症
115	高チロシン血症3型	165	進行性多巣性白質脳症
116	後天性赤芽球癆	166	進行性白質脳症
117	広範脊柱管狭窄症	167	進行性ミオクローヌスてんかん
118	膠様滴状角膜ジストロフィー	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
119	抗リン脂質抗体症候群	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
120	コケイン症候群	170	スタージ・ウェーバー症候群
121	コステロ症候群	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群
122	骨形成不全症	172	スミス・マギニス症候群
123	骨髄異形成症候群 ○	173	スモン ○
124	骨髄線維症 ○	174	脆弱X症候群
125	ゴナドトロピン分泌亢進症	175	脆弱X症候群関連疾患
126	5p欠失症候群	176	成人発症スチル病 △
127	コフィン・シリス症候群	177	成長ホルモン分泌亢進症
128	コフィン・ローリー症候群	178	脊髄空洞症
129	混合性結合組織病	179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
130	鰓耳腎症候群	180	脊髄髄膜瘤
131	再生不良性貧血	181	脊髄性筋萎縮症
132	サイトメガロウィルス角膜内皮炎 ○	182	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症
133	再発性多発軟骨炎	183	前眼部形成異常
134	左心低形成症候群	184	全身性エリテマトーデス
135	サルコイドーシス	185	全身性強皮症
136	三尖弁閉鎖症	186	先天異常症候群
137	三頭酵素欠損症	187	先天性横隔膜ヘルニア
138	CFC症候群	188	先天性核上性球麻痺
139	シェーグレン症候群	189	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
140	色素性乾皮症	190	先天性魚鱗癬
141	自己食空胞性ミオパチー	191	先天性筋無力症候群
142	自己免疫性肝炎	192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	193	先天性三尖弁狭窄症
144	自己免疫性溶血性貧血	194	先天性腎性尿崩症
145	四肢形成不全 ○	195	先天性赤血球形成異常性貧血
146	シトステロール血症	196	先天性僧帽弁狭窄症
147	シトリン欠損症	197	先天性大脳白質形成不全症
148	紫斑病性腎炎	198	先天性肺静脈狭窄症
149	脂肪萎縮症	199	先天性風疹症候群 ○
150	若年性特発性関節炎	200	先天性副腎低形成症

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性副腎皮質酵素欠損症	251	ドラベ症候群
202	先天性ミオパチー	252	中條・西村症候群
203	先天性無痛無汗症	253	那須・ハコラ病
204	先天性葉酸吸収不全	254	軟骨無形成症
205	前頭側頭葉変性症	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
206	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	※	256 22q11.2欠失症候群
207	早期ミオクロニー脳症	257	乳幼児肝巨大血管腫
208	総動脈幹遺残症	258	尿素サイクル異常症
209	総排泄腔遺残	259	ヌーナン症候群
210	総排泄腔外反症	260	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
211	ソトス症候群	261	ネフロン癆
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	262	脳クレアチン欠乏症候群
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	263	脳腱黄色腫症
214	大脳皮質基底核変性症	264	脳内鉄沈着神経変性症（※）
215	大理石骨病	△	265 脳表ヘモジデリン沈着症
216	ダウン症候群	○	266 膿疱性乾癬
217	高安動脈炎	267	嚢胞性線維症
218	多系統萎縮症	268	パーキンソン病
219	タナトフォリック骨異形成症	269	バージャー病
220	多発血管炎性肉芽腫症	270	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
221	多発性硬化症／視神経脊髄炎	271	肺動脈性肺高血圧症
222	多発性軟骨性外骨腫症	○	272 肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
223	多発性嚢胞腎	273	肺胞低換気症候群
224	多脾症候群	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群
225	タンジール病	275	バッド・キアリ症候群
226	単心室症	276	ハンチントン病
227	弾性線維性仮性黄色腫	277	汎発性特発性骨増殖症
228	短腸症候群	○	278 PCDH19関連症候群
229	胆道閉鎖症	279	非ケトーシス型高グリシン血症
230	遅発性内リンパ水腫	280	肥厚性皮膚骨膜炎
231	チャージ症候群	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
233	中毒性表皮壊死症	283	肥大型心筋症
234	腸管神経節細胞減少症	284	左肺動脈右肺動脈起始症
235	TRPV4 異常症	※	285 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
236	TSH分泌亢進症	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
237	TNF受容体関連周期性症候群	287	ピッカースタッフ脳幹脳炎
238	低ホスファターゼ症	288	非典型溶血性尿毒症症候群
239	天疱瘡	289	非特異性多発性小腸潰瘍症
240	特発性拡張型心筋症	290	皮膚筋炎／多発性筋炎
241	特発性間質性肺炎	291	びまん性汎細気管支炎
242	特発性基底核石灰化症	○	292 肥満低換気症候群
243	特発性血小板減少性紫斑病	○	293 表皮水疱症
244	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	294	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）
245	特発性後天性全身性無汗症	295	VATER症候群
246	特発性大腿骨頭壊死症	296	ファイファー症候群
247	特発性多中心性キャスルマン病	297	ファロー四徴症
248	特発性門脈圧亢進症	298	ファンコニ貧血
249	特発性両側性感音難聴	299	封入体筋炎
250	突発性難聴	○	300 フェニルケトン尿症

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
301	フォンタン術後症候群 ○	351	4p欠失症候群
302	複合カルボキシラーゼ欠損症	352	ライソゾーム病
303	副甲状腺機能低下症	353	ラスムッセン脳炎
304	副腎白質ジストロフィー	354	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症	355	ランドウ・クレフナー症候群
306	ブラウ症候群	356	リジン尿性蛋白不耐症
307	ブラダー・ウィリ症候群	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
308	プリオン病	358	両大血管右室起始症
309	プロピオン酸血症	359	リンパ管腫症/ゴーハム病
310	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	360	リンパ脈管筋腫症
311	閉塞性細気管支炎	361	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
312	β-クトチオラーゼ欠損症	362	ルビンシュタイン・テイビ症候群
313	ベーチェット病	363	レーベル遺伝性視神経症
314	ベスレムミオパチー	364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
315	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
316	ヘモクロマトーシス ○	366	レット症候群
317	ペリー病 △	367	レノックス・ガストー症候群
318	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	368	ロスムンド・トムソン症候群
319	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症
320	片側巨脳症		
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		
322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
324	ホモシスチン尿症		
325	ポルフィリン症		
326	マリネスコ・シェーグレン症候群		
327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群 △		
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		
329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
330	慢性再発性多発性骨髓炎		
331	慢性脾炎 ○		
332	慢性特発性偽性腸閉塞症		
333	ミオクロニー欠伸てんかん		
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
335	ミトコンドリア病		
336	無虹彩症		
337	無脾症候群		
338	無βリボタンパク血症		
339	メーブルシロップ尿症		
340	メチルグルタコン酸尿症		
341	メチルマロン酸血症		
342	メビウス症候群		
343	メンケス病		
344	網膜色素変性症		
345	もやもや病		
346	モワット・ウィルソン症候群		
347	薬剤性過敏症候群 ○		
348	ヤング・シンプソン症候群		
349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○		
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		

（※）旧対象疾病番号159（神経フェリチン症）は対象疾病番号264（脳内鉄沈着神経変性症）に統合。

（※）一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されていません。

各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ（<https://www.nanbyou.or.jp/>）等を参照ください。

●身体障害者障害程度等級表

等級の判定は東京都心身障害者福祉センターで行います。(13 ページ参照)

視 覚 障 害	1 級	視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.01 以下のもの
	2 級	① 視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.02 以上 0.03 以下のもの
		② 視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
		③ 周辺視野角度(※2)の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度(※3)が 28 度以下のもの
		④ 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
	3 級	① 視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.04 以上 0.07 以下のもの(2 級の②に該当するものを除く。)
		② 視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
		③ 周辺視野角度(※2)の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度(※3)が 56 度以下のもの
		④ 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
	4 級	① 視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.08 以上 0.1 以下のもの(3 級の②に該当するものを除く。)
		② 周辺視野角度(※2)の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの
		③ 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの
	5 級	① 視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの
		② 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの
		③ 両眼中心視野角度(※3)が 56 度以下のもの
		④ 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの
		⑤ 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
	6 級	視力の良い方の眼の視力(※1)が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの
	7 級	

※1 万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。

※2 I/4 視標による。

※3 I/2 視標による。

聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害	1 級	
		2 級	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）
		3 級	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
		4 級	① 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）
			② 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
		5 級	
		6 級	① 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）
			② 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの
	平衡機能障害	7 級	
		1 級	
		2 級	
		3 級	平衡機能の極めて著しい障害
		4 級	
		5 級	平衡機能の著しい障害
		6 級	
		7 級	
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害	1 級		
	2 級		
	3 級	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失	
	4 級	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害	
	5 級		
	6 級		
	7 級		

肢 体 不 自 由	上 <
-----------------------	--

肢 体 不 自 由	下 肢	4 級	① 両下肢のすべての指を欠くもの	
			② 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの	
			③ 一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	
			④ 一下肢の機能の著しい障害	
			⑤ 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの	
			⑥ 一下肢が健側に比して、10 センチメートル以上または健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの	
		5 級	① 一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害	
			② 一下肢の足関節の機能を全廃したもの	
			③ 一下肢が健側に比して 5 センチメートル以上または健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	
		6 級	① 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	
			② 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
	7 級	7 級	① 両下肢のすべての指の機能の著しい障害	
			② 一下肢の機能の軽度の障害	
			③ 一下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	
			④ 一下肢のすべての指を欠くもの	
			⑤ 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの	
			⑥ 一下肢が健側に比して 3 センチメートル以上または健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの	
	体 幹	1 級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	
		2 級	① 体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの	
			② 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	
		3 級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
		4 級		
		5 級	体幹の機能の著しい障害	
		6 級		
		7 級		
	乳 児 以 前 の 非 進 行 性 の 脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 害	上 肢 機 能	1 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
			2 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
			3 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
			4 級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			5 級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			6 級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
			7 級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移 動 機 能	1 級	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
			2 級	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
			3 級	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
			4 級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			5 級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			6 級	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
			7 級	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		2 級	
		3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		5 級	
		6 級	
		7 級	
	じん臓機能障害	1 級	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		2 級	
		3 級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		5 級	
		6 級	
		7 級	
	呼吸器機能障害	1 級	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		2 級	
		3 級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		5 級	
		6 級	
		7 級	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		2 級	
		3 級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		5 級	
		6 級	
		7 級	
	小腸機能障害	1 級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
		2 級	
		3 級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4 級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		5 級	
		6 級	
		7 級	
	肝臓機能障害	1 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
		2 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
		3 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
		4 級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		5 級	
		6 級	
		7 級	

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
	2 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
	3 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
	4 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	5 級	
	6 級	
	7 級	

【注意点】

- ・ 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1 級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- ・ 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は、6 級とする。
- ・ 異なる等級について 2 以上重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- ・ 「指を欠くもの」とは、親指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- ・ 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、親指については、対抗運動障害も含むものとする。
- ・ 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- ・ 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

●知的障害（愛の手帳）判定基準表

18歳未満の方は江東児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターでの判定となります。（26 ページ参照）

（1）総合判定基準表

区分		判定内容
1 度 (最重度)		各種診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールが概ね「1」程度のものに該当するもの。
2 度 (重 度)		各種診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールが概ね「2」程度のものに該当するもの。
3 度 (中 度)		各種診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールが概ね「3」程度のものに該当するもの。
4 度 (軽 度)		各種診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールが概ね「4」程度のものに該当するもの。
その他	(程度不明)	各種診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるときは「程度不明」とする。
	(非該当)	前各号に該当しないと判定したときは、「非該当」とする。
備 考		総合判定のプロフィールに基づき、被判定者の年齢を十分考慮し、決定すること。

※プロフィールとは、程度判定時に 1 から 4 段階で示される能力や行動などの項目一覧をいいます。

(2) 成人基準（18歳以上）

項 目		程 度			
		1 度（最重度）	2 度（重度）	3 度（中度）	4 度（軽度）
知 能 測 定 値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50～75
知的能力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。	文字や数の理解が不可能	文字や数の理解がわずかに可能	表示をある程度理解し簡単な加減ができる	・テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる ・給料等の処理ができる
職業能力	作業能力又は職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば、単純作業が可能	助言等があれば、単純作業が可能	単純作業は可能であるが、時に助言等が必要
社 会 性	対人関係の理解、集団的行動の能力、また一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能。
意思疎通	言語及び文字を通じての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通じての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また、簡単な文字を通じた意思疎通が可能。
身 体 的 健 康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること	日常行動に支障および特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない

項 目		程 度			
		1 度（最重度）	2 度（重度）	3 度（中度）	4 度（軽度）
項 目		程 度			
		1 度（最重度）	2 度（重度）	3 度（中度）	4 度（軽度）
基 本 的 生 活	食事、排せつ、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること	身辺生活の処理がほとんど不可能	身辺生活の処理が部分的に可能	身辺生活の処理がおおむね可能	身辺生活の処理が可能

※0～6歳（就学前）、7～17歳（児童）の基準とは若干の相違があります。